平成２４年（フ）第２５１９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町３丁目373番地５
大村貸家２号室
債務者　西村　　倫
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５０号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目６番２―505号
債務者　高瀬あかり
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５６号
横浜市青葉区新石川４丁目19番地２
債務者　豊田　益男
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６５号
神奈川県海老名市大谷南４丁目６番16号　峰尾コーポ202
債務者　母良田一成
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８０号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根327番地１　101
債務者　鈴木　佳子（旧姓揖斐）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８８号
横浜市南区万世町１丁目16番地　間野ビル303
債務者　高橋　清明
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５６号
北海道旭川市東光５条２丁目３番３号　ミツワコーポＡ201号
債務者　秋山　克典
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５９号
北海道旭川市永山１条24丁目４番４号、住民票上の住所北海道上川郡当麻町３条西３丁目６番18号
債務者　北島さとみ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６６号
北海道旭川市豊岡10条８丁目２番４号
債務者　落合真紀子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５５号
東京都青梅市東青梅３丁目13番地の４シャトーブランヴェール202
債務者　天野　明香（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９０４号
東京都町田市金井５丁目16番10号ハウスつくしんぼⅡ105
債務者　金城　清人
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７２号
東京都武蔵村山市中央３丁目28番地の２メゾン伊方103号
債務者　諸岡須美子（旧姓北澤）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２９２号
東京都東久留米市柳窪３丁目３番２―305号
債務者　寺澤　善博
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４８９号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目６番８号ハイツハシバタ１―103号室、申立時の住所横浜市金沢区富岡東６丁目30番Ｎ―513号
債務者　鹿島　礼子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６６号
横浜市泉区中田北２丁目９番29号　コトーこじま101号
債務者　井上　文子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部